

吸収合併に係る事後開示書面

ENECHANGE株式会社

2022年12月23日

吸収合併に係る事後開示事項
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデンWeWork内14階
ENECHANGE株式会社
代表取締役CEO 城口 洋平
代表取締役COO 有田 一平

当社と新電力コム株式会社（以下「新電力コム」といいます。）は、2022年12月23日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、新電力コムを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日
2022年12月23日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

新電力コムは当社の完全子会社であったため、差止請求について該当はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

新電力コムは当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過

新電力コムは新株予約権を発行しておりませんので、該当はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過

新電力コムは、会社法第789条第2項の規定により、同項各号に掲げる事項を2022年11月21日付の官報にて公告するとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。が、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、本合併につき差止請求することはできません。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第797条第1項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

なお、当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2022年11月21日付で電子公告を行いました。株主からの反対通知はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は会社法第799条第2項及び第3項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項を2022年11月21日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は本合併の効力発生日である2022年12月23日をもって、新電力コムから資産及び負債ならびに権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2022年12月28日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

新電力コム株式会社

2022年11月21日

吸収合併に係る事前開示事項
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデンWeWork内14階

新電力コム株式会社

代表取締役 曾我野 達也



当社及びENECHANGE株式会社（以下「ENECHANGE」といいます。）は、当社を吸収合併消滅会社、ENECHANGEを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する合併契約を、2022年11月11日付で締結しました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙Ⅰのとおりです。

2. 本合併の対価及び割当の相当性に関する事項

ENECHANGEは本合併に際して対価の交付は行わず、また本合併によりENECHANGEの資本金及び準備金は増加いたしません。同社は当社の発行済株式全てを所有しているため、当社はかかる取扱いが相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 計算書類等の内容

ENECHANGEの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙Ⅱのとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

本合併に先立ち、ENECHANGEは当社に対して有する債権を放棄しております。

ENECHANGEが放棄した債権の種類：貸付金

ENECHANGEが放棄した債権の金額：30 百万円

債権放棄実施日：2022 年 11 月 11 日

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

7. 効力発生日後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 合併当事会社の財務状況は、両社ともに、資産の額が負債の額を上回っております。

(2) 本合併の効力発生日までの両社の財務状況について、特段の変動は見込まれないため、ENECHANGEにおいては本合併後も資産の額が負債の額を上回ると見込まれます。

(3) 本合併後のENECHANGEの事業活動において、同社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ予想されません。

(4) 以上から、本合併の効力発生日以降にENECHANGEの負担すべき債務については、履行の見込みがあると判断します。

8. 本書面の備置開始以降に上記事項に変更が生じた場合は、当該変更後の事項を直ちに本書面に追加します。

以上